

一 屯田兵處分之事
一 學校處分之事

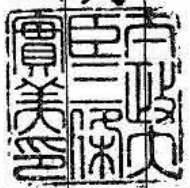
内閣
官制
第一
十

開拓使

今般陸海軍之人、別紙ノ通
勅諭被仰出候條為心得此旨相達候
事

明治十五年一月四日

太政大臣三條實美



勅諭寫

[illegible]

我國^{わが}れ軍隊^{ぐんたい}は世々^{よゝ}天皇^{てん}れ統率^{とうそつ}し給ふ所^{ところ}しそ
昔^{むかし}神武^{じんむ}天皇^{てん}躬^みつから大伴^{おほとも}物部^{ものべ}の兵^{つよもの}とを率^{ひき}
か中國^{かうくわ}のまわりをぬせのどを討^うち平^{ひら}け給^{たま}ひ
高御座^{たかみくら}し即^{すなは}ちせられて天下^{あめの}あろしめし給^{たま}ひ
より二千五百^{いふ}有餘^{ふえ}年^{ねん}を経^へぬ此^{この}間世^{あひだ}の様^{よう}の移^{うつ}り
換^かるし隨^{したが}ひし兵制^{へいせい}の沿革^{えんくわ}も亦^{また}屢^{しばしば}あり古^{いにしへ}は天^{てん}
皇^み躬^みつら軍隊^{ぐんたい}を率^{ひき}か給^{たま}ふ御制^{ごせい}して時^{とき}ありて
る皇后^{くわうごう}皇太子^{くわうたいし}れ代^{つた}らせ給^{たま}ふことありしつれど
大凡^{おほよそ}兵權^{へいけん}を臣下^{しんか}に委^ゆね給^{たま}ふことありし中^{なか}

世に至りて文武れ制度皆唐國風に倣はせ給ひ
六衛府を置き左右馬寮を建て防人ゑと設けら
れゝのハ兵制は整ひとれとを打續ける昇平
狃て朝廷の政務を漸文弱に流しければ兵農
北のつうら二に分れ古乃徴兵はいつとなく壯
兵の姿に變り遂に武士とあり兵馬の權は一向
に其武士ともの棟梁たる者に歸し世の亂と共
に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武
家の政治とはありぬ世の様れ移り換えて斯る
れるは人力もて挽回をへきとあらそとありひ

なから且は我國體に戻り且を我祖宗の御制に
背き奉り淺聞にき次第なりき降りて弘化嘉永
の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國れ事と
起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕
か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱
し給ひしこそ忝くも又惶とれ然るも朕幼くし
て天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返
上し大名小名其版籍を奉還し年を経して海
内一統れ世とあり古の制度に復しぬ是文武の
忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歷世祖

宗の專蒼生を憐み給ひ御遺澤なりといへと
も併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重
きを知るるか故にこそあれされハ此時に於て
兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年
の程に陸海軍に制をは今に様々建定めぬ夫兵
馬に大權ハ朕に統ふる所あるハ其司々をこそ
臣下には任ぜられ其大綱は朕親之を攬り肯て
臣下は委ぬべきものにあらば子々孫々に至る
まで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握
せるの義を存して再中世以降の如き失體なか

らんことを望むなり朕も汝等軍人の大元帥あ
るこそされは朕も汝等を股肱と頼み汝等は朕を
頭首と仰きてそ其親を特に深うるへき朕も國
家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報い
まわらばる事を得るも得ざるも汝等軍人か其
職を盡せと盡さゝるに由るぞか我國の稜
威振をさることあらば汝等能く朕に其憂を共
にせよ我武維揚里々其榮を耀さそ朕汝等と其
譽を偕しに汝等皆其職を守り朕と一心に
あきて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生ハ

永く太平の福を受け我國に威烈を大し世界に
光華とありぬへし朕斯を深く汝等軍人に望
むるれハ猶訓諭すべき事こそありてや之を
左に述へむ

一軍人の忠節を盡せを本分としへし凡生を我
國に稟くるもの誰かを國に報ゆるの心な
るへき況して軍人たらん者を此心の固から
て物物の用り立ち得へしとも思われず軍人
にして報國の心堅固ならざるハ如何程技藝
に熟し學術に長するも猶偶人ひとしかほ

へし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存
せざる軍隊ハ事し臨みて烏合の衆に同かる
へし抑國家を保護し國權を維持せるは兵力
に在れハ兵力の消長ハ是國運の盛衰あるこ
とを辨へ世論に惑えり政治に拘らば只一
途に己ら自分の忠節を守り義ハ山嶽よりも
重く死ハ鴻毛よりを輕しと覺悟せよ其操を
破りて不覺を取り汚名を受くるものれ
一軍人の禮儀を正くせへし凡軍人みな上元帥
より下一卒に至るまで其間官職の階級は

りて統屬せるのゝあらず同列同級とても停
年ねん小しん新舊きやうあれハ新任しんの者ものハ舊任きやうのもの小服ふく
従じゆせへたせのそ下級かきふのせの老上官じやうくわんの命めい承うけ承うけ
ること實じつハ直たぢに朕ちんか命めいを承うける義ぎなりと心得こころえ
よ己おのれか隸屬れいぞくせる所にあらざとも上級じやうきふの者もの
勿論もちろん停年ていねんの己おのれより舊ふるきせの小對たいふと總すへ
々敬禮けいれいを盡つくひへ又上級じやうきふの者もの々下級かきふのせの
小向むかひ聊しかを輕侮けいぶ驕傲かうの振舞まひあへからせ公
務むの爲ため小威嚴おげんを主まめとせる時ときハ格別かくべつをせとも
其外そのほか々務つとめめて懇小取扱けんしやくひ慈愛じあいを專一せんいちと心掛こころが

け上下一致じやういっしあて王事おうじ小勤勞きんらうせよ若軍人わくぐんじんたる
ものよあて禮儀れいぎを素王すわう上うみを敬うやまつハ下しもを惠めぐま
せあて一致いっしの和諧わがひを失うしなひたらん小こハ雷たい軍
隊たいの蠱毒こどくたるのみハ國家こくかの爲ためにもゆる
難がたき罪人ざいにんなるへ

一軍人ぐんじんは武勇ぶゆうを尙たもふへ夫武勇それぶゆうハ我國わがくによそ
古ふるよりいとも貴たかへる所ところなれを我國わがくにの臣民しんみんた
らんもの武勇ぶゆうなくてハ叶かなふまゝ況まゝ軍人ぐんじん
を戰たたかひに臨のぞみ敵てきに當あたるの職しやくあれを片時かたときも武勇ぶゆう
を忘わすれてよかるへきかさハあれ武勇ぶゆうヲ大

勇あま小勇あま同から決血氣りえや粗
暴の振舞ふとせんハ武勇とハ謂ひ難し軍人
たらむをの常ふ能く義理を辨へ能く膽力
を練り思慮を殫えて事を謀るへ小敵たり
と侮らす大敵たりと懼す己の武職を
盡さむこそ誠の大勇ふあまされハ武勇を
尚ふをの常や人み接るハ温和を第一と
諸人の愛敬を得む心掛けよ由るき勇を
好みて猛威を振ひたらハ果て世人を忌嫌ひ
て豺狼あまの如く思ひなむ心すへきこと

こそ

一軍人ハ信義を重んずへ凡信義を守るま
常の道ハあれとわきて軍人ハ信義なくて
あ一日も隊伍の中ハ交りてあらんこと難か
るへ信と己か言を踐行ひ義と己分
を盡せをいふありされハ信義を盡さむと思
ハ始より其事の成し得へき得へらさ
るを審し思考せへハ臆氣ある事を假初ハ
諾ひてよハ関係を結ひ後ハ至りて信義
を立てんとせられハ進退谷りて身の措き所

苦むことあり悔ゆとも其詮あり始に能く事
の順逆を辨へ理非を考へ其言を所詮踐むへ
うらやと知る其義ハとてを守るへからやと
悟るハ速に止るこそよけ古より或ハ小
節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或
ハ公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守り
あたら英雄豪傑とぞか禍に遭ひ身を滅し屍
の上の汚名を後世まで遺せること其例尠の
らぬを深く警めてやハあるへき

一 軍人の質素を旨とせし凡質素を旨とせさ

れハ文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を
好み遂に貪汚に陥りて志を無下に賤く
り節操も武勇も其甲斐なく世人に爪をき
せらるゝ迄に至りぬへ其身生涯の不幸な
りといふも中々愚かり此風一多し軍人の間
に起りてハ彼の傳染病の如く蔓延し土風も
兵氣も頓に衰へぬへたこと明かり朕深く之
を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誠
め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂む
て心安らぬハ故に又之を訓ふるその汝

等軍人ゆゑ此訓誡を等閑ふる思ひそ
右の五ヶ條ハ軍人たらんをの暫を忽すへ
らせさて之を行はんハ一の誠心
と抑此五ヶ條ハ我軍人の精神
ハ又五ヶ條の精神あり心誠
る嘉言を善行を皆うハへの
かハ立つへき心た小誠あれハ何事を成るを
ろかゝ況てや此五ヶ條ハ天地の公道人倫の
常經あり行ひ易く守り易く汝等軍人能く朕か
訓小遵ひて此道を守り行ひ國小報ゆるの務を

盡さる日本國ハ蒼生舉りて之を悦ひる朕一
人の懌のみあらんや

明治十五年一月四日

御名

開拓使

今般其使被廢函館札幌根室ノ三縣ヲ波
置候ニ付土地人民等引渡方可取討此旨
相達候事

明治十五年二月八日

太政大臣三條實美

